

大阪夢洲カジノ誘致計画の認定取り消しを求める6・23中央要請行動

●6月23日(金)13:00～17:00 ●集合…12:30衆議院第2議員会館前
【呼びかけ】カジノ問題相談会 担当:山川よしやす(090-8536-3170)

- ◆13:00～14:00 議員要請行動
- ◆14:30～15:30 国土交通省要請
- ◆16:00～16:50 院内集会 衆議院第2議員会館第3会議室
 - 16:00～16:10 基調報告
 - 16:10～16:25 国会議員他連帯のあいさつ
 - 16:25～16:35 議員要請行動報告
 - 16:35～16:50 意見交換・まとめ

院内集会 基調報告

国に夢洲カジノ計画の「認定」の取り消しを求め、大阪府市に「実施協定」を結ばせない運動へ

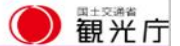
山川よしやす

1. 4月14日、岸田政権は夢洲カジノ「区域整備計画」の「認定」(※①)。

4月14日、岸田政権は大阪夢洲カジノの「区域整備計画」の審査を終え、「認定」した。

審査結果は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」審査結果報告書を読むと、1000点満点で合格ライン600点。結果は657.9点という低水準であり、「要求基準」を満たす認定内容も不明という酷い内容である。25の評価項目のうち得点率60%以下は6項目、うち50%台が3項目も存在する(【14】カジノ施設のデザイン 【17】観光への効果 【23】地域との良好な関係構築のための取組)。

審査結果について



- 7人の審査委員の採点の平均点を審査委員会の点数とし、合計点で600点以上を認定の条件とした。
- 大阪の審査結果は657.9点であり審査委員会は「認定し得る計画」と評価。
- 長崎については審査が終了しておらず、引き続き審査を継続することとする。

| 大阪の審査結果 | | 配点 | 得点 | |
|----------------------------|------------------------|------------------------|-----------|-------|
| (1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現 | I R 区域全体 | 【1】コンセプト | 30 | 18.0 |
| | | 【2】建築物のデザイン | 30 | 19.7 |
| | | 【3】施設の規模 | 10 | 8.6 |
| | | 【4】ユニバーサルデザイン等 | 30 | 18.9 |
| | M I C E 施設 | 【5】M I C E 施設の規模 | 20 | 15.7 |
| | | 【6】M I C E 施設の機能等 | 50 | 32.9 |
| | | 【7】M I C E 施設の運営方針等 | 50 | 34.3 |
| | 魅力増進施設 | 【8】魅力増進施設 | 50 | 35.0 |
| | | 送客施設 | 【9】送客施設 | 50 |
| | 宿泊施設 | 【10】宿泊施設の規模 | 20 | 14.9 |
| | | 【11】レストラン等のサービス | 10 | 7.1 |
| | その他施設 | 【12】宿泊施設のサービス内容・体制 | 30 | 21.9 |
| | | 【13】その他施設 | 30 | 19.3 |
| | カジノ施設 | 【14】カジノ施設のデザイン等 | 20 | 11.1 |
| | | I R 区域が整備される地域、関連する施策等 | 【15】交通利便性 | 5 |
| | (2) 経済的社会的効果 | 【16】交通アクセスの改善等 | 15 | 10.9 |
| 【17】観光への効果 | | 50 | 29.3 | |
| 【18】地域経済への効果 | | 50 | 37.1 | |
| 【19】2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 | | 50 | 32.9 | |
| (3) I R 事業運営の能力・体制 | 【20】I R 事業者等の事業遂行能力 | 50 | 37.9 | |
| | 【21】財務の安定性 | 50 | 33.6 | |
| | 【22】防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 | 50 | 33.7 | |
| (4) カジノ事業収益の活用 | 【23】地域との良好な関係構築のための取組 | 50 | 27.1 | |
| | 【24】カジノ事業の収益の活用 | 50 | 30.0 | |
| (5) カジノ施設の有害影響排除等 | 【25】依存症対策等 | 150 | 90.0 | |
| | | 合計点 | 1000 | 657.9 |

また「地盤沈下」や「地域との良好な関係構築」などの7つの条件(※②)が付された。

※①「認定」

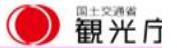
特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第11項及び第13項の規定に基づき、令和5年4月14日付け観参第66号で「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定し、別紙に掲げる条件を付したため、同条第14項の規定に基づき、公示します。

※②7つの条件

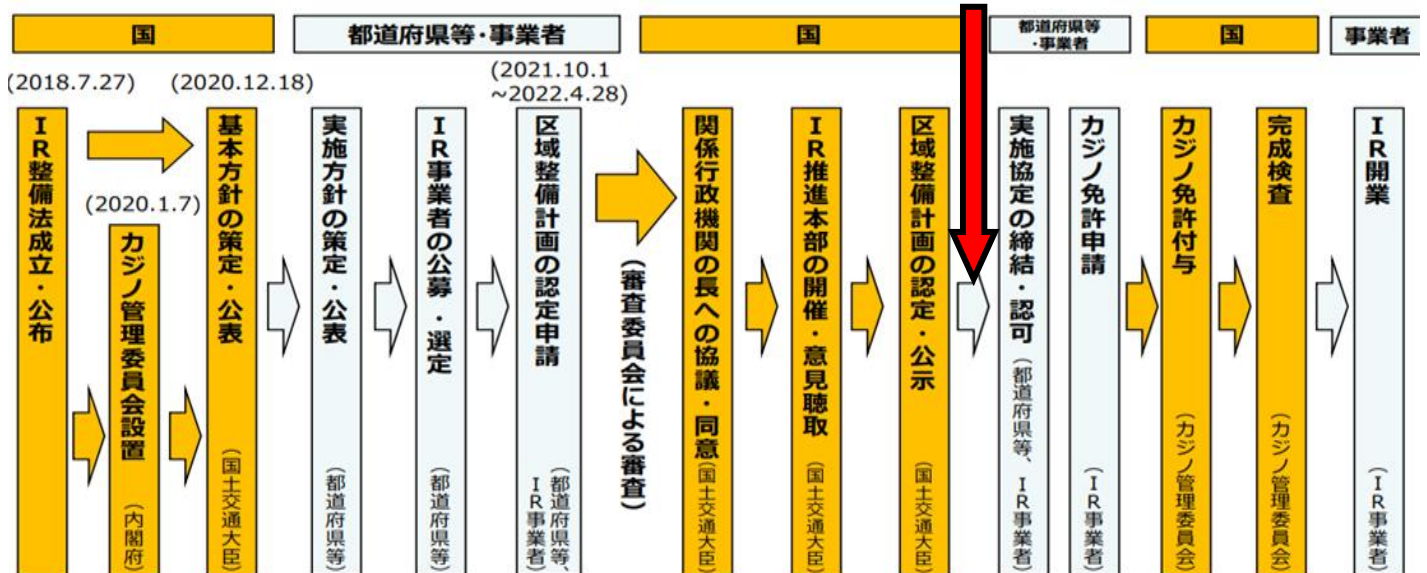
1. カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。
2. 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。
3. 特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。
4. 特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものにならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。
5. 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。
6. 十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。
7. 前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。

2. 経過と今後のプロセス

これまでの経緯と今後のプロセス



- 大阪府と長崎県は区域整備計画を作成し、昨年4月に国土交通大臣に申請。
- 国土交通大臣は公平・公正な審査を行うため、IR基本方針に基づき外部有識者から構成される審査委員会を設置。
- 国土交通大臣が認定する際には、IR推進本部(全閣僚+カジノ管理委員長)の開催・意見聴取が必要。



3. 政治的判断で出された国の「認定」

(1) 政治的な意図のもとでの「認定」

4月9日の大阪府知事選挙、大阪市長選で大阪維新の会の吉村氏と横山氏の当選、また大阪府市議会選挙での維新過半数という選挙結果を見たうえで、突如として夢洲カジノ「区域整備計画」の「認定」が公表された。この審査は、及第点を越えることを前提に「評価点」と「課題」を併記して責任を回避し、恣意的に「評価項目」の一部を減点した羅列でしかない。「及第点ありき」の政治的、恣意的判断が働いている代物である。

(2) 「地盤沈下」「住民合意」問題も解決せぬまま

「認定」するうえで「地盤沈下」や「地域との良好な関係構築」など7つの条件が付され、「報告書」には多くの問題点が記載されている。

「高い国際競争力・独自性」は否定され、「地盤沈下」も認識しつつその対策を矮小化し、現計画における交通利

便性についても「乏しい」としつつ、別の視点でからの防災・避難対策としては強く言及もしていない。

市による液状化対策費約790億円の負担では終わらない。

経済効果の前提とされる2000万人(開業3年目1987万人)の集客でさえ、「意欲的な数字」とし「根拠が明確でなく」「算出数値の水準について一般的に納得されるには至らない」としている。

また「地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る」と報告されている。

指摘すべき点が多くみられる報告書である。及第点を出せるようなものではない。

今回の「認定」には、大阪府民とIR利用者も含めた人々の命や生活に責任を持つ姿勢など一遍も存在してはいない。府市民の負担の上に、グローバル企業・カジノ事業者・ゼネコンが設ければよいという無法な思想しか存在していない。

【「報告書」一部抜粋・略】

- ▶来訪者数規模(平均1日約5万人)…適正な供給規模を有しているのか…十分な評価をすることは難しい…根拠の不明瞭さが…見られ、算出数値の水準について…納得…には至らない…来訪者数が推計根拠となっている…実際には下振れする懸念があり…過大推計となるおそれ…が見受けられる。
- ▶反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在…地域住民との良好な関係構築に…課題…理解促進のための…計画が乏しい…地域住民と…双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。
- ▶土壌対策など課題…工期等の遅れが生じた場合…後発事由で発生の所要費用の分担を含め…大阪府・市と円滑な…合意形成の下、着実な対応を求める。財務状況が悪化…した場合…対処方針が確実に実施され…IRの運営が確保されることについて継続的に確認されることを求める。

【報告書より抜粋(略)】

- ▶(コンセプト) 国際競争力上相応しい日本の魅力や大阪の魅力が発現されているとの受け止めは難しく、既に海外のIRでも水辺感を特長とした競争力の高いIRが複数存在することを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有する」として評価できるとまでは言えない。
- ▶(ユニバーサルデザイン等) 夢洲の長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の間に沈下差が生じることが確実視されること、…(略)…更なる内容の充実が必要と見受けられる。
- ▶大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。
- ▶(交通利便性) 夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみである。…(略)…多様な交通手段により交通の利便性が確保されることが計画されている。ただし、これら新駅等の整備後も、IR所在地への交通手段ごとのアクセスルートは、リダンダンシー(多重性)に乏しい面がある。
- ▶(観光への効果) 需要サイドの分析の観点では、…(略)…広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競合の整理、日本・世界規模で見た場合に大阪が有する相対的な競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。
- ▶(観光への効果) 来訪者数の推計では…(略)…細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られる。例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的に納得されるには至らないものもある。
- ▶(観光への効果) 来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。…(略)…前述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。
- ▶(地域経済への効果) IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、実際には下振れする懸念があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう予測の深化と実際の取組を行うことが重要である。…(略)…MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要である。
- ▶(2030年の政府の観光戦略の達成目標への貢献) 大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性が記述されていることは、留意しておくべき点である。
- ▶(IR事業者等の事業遂行能力) 今後の事業実施過程における災害・火災・テロなどの緊急時その他不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢を求める。③特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪府が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生の所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応を求める。
- ▶(財政の安定性) 財務状況が悪化するリスクが顕在化した場合において、計画された対処方針が確実に実施され、長期間にわたって安定的でIRの運営が確保されることについて継続的に確認されることを求める。…(略)…長期的な事業収支の前提となっている契約内容等諸条件についても変動可能性があることに十分留意した計画と運営が必要である。…(略)…カジノ収益の割合が高い水準で維持される計画となっていることが主たる要因であると読み取ることができ、

当該事業集中度が高いことによって、事業ポートフォリオ面で、社会的なリスク等を伴い、長期的な潜在的な不安定要因となり得る点が懸念される。

- ▶(防災・減殺対策、コロナ等の感染症対策) 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地であるところ、建物重量と同等の土量を取り除く排土バランス工法による沈下量の低減、支持層(洪積砂層)への基礎杭による建物不同沈下の低減という対策が想定されており、ある程度評価できる…(略)…その措置時期の検討結果によっては、建設/改修コスト(時期により負担者も異なり得る)や工期等への影響が懸念される。

②想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定されるため、設備機械室、電源の設置や来訪者の立ち入りが厳に生じないよう、今後も詳細計画や運営において徹底していく必要がある。将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等に限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、開業以前・以降ともに、これまで以上の沈下量の計測などのモニタリングに努め、想定を超える沈下など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことを求める。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広なりリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。

③巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、これに対し、主として建物直下・周囲をセメント系固化により地盤改良し対策することが検討されている点はある程度評価できる。具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定であり、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくこととされているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、今後の工法の具体化、対策範囲の確定に当たっては不十分なものとならないよう熟考を求める。

- ▶(地域との良好な関係) 区域整備計画の申請後に大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。…(略)…この点、大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。このため、地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。

③地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、IR事業に否定的な人々も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。

4. 闘いは新たな局面に入った

- (1) 関西万博の開催費用増大の他、「基本協定」「基本合意書」の内容が明らかになる。また工事の進捗と共に矛盾は噴出し、大きな問題となる。

「大阪カジノ認定 万博の理念にもそぐわない」(4月26日読売新聞社説) / 「銀行 巨額融資にためらい」(5月2日日経新聞) / 夢洲にアスベストが埋まっている可能性(週刊新潮5月4~11日号) / 市民の運動と夢洲の土壌問題報道(週刊金曜日 5月19日号)

- (2) 大阪府・市と大阪IR株式会社との間で交わされる「実施協定締結・認可」や「立地協定」「定期借地権協定」について大阪府市への追及、さらにカジノ免許申請と国によるカジノ免許付与の過程で国会で論点とする追及などを進めることができる。

- (3) 横浜市市長は、記者会見で報告書が指摘する課題(7つの条件など)について、「取り組んでいく」と表明している。実行させる中で、夢洲カジノ反対世論をさらに大きく作り、計画を撤回させていくことは可能だ。政府・国交省・カジノ管理委員会への要請行動や院内集会、大阪府市への申し入れや府市議会議員と連携した請願運動、国と大阪府市に対する署名運動、「夢洲IR差し止め訴訟」「カジノ用地契約差し止め訴訟」との連帯運動、学習会、暴露ビラの配布、SNS発信などあらゆる運動を展開し、大阪府民に真実を伝え大きな世論形成を図る住民運動を再構築していこう。

◆6月24日(土)『夢洲カジノを止める会全体会議』に参加し、運動方針を決めよう

14:00~16:30 PLP会館大会議室(204人) 大阪府大阪市北区天神橋3丁目9-27

<第1部>「全体会議」会則、新役員、運動方針など提案・討議

<第2部>「学習会&運動方針討議」

▶「夢洲 IR・カジノの問題点(仮題)」(チューター検討中)

▶6月23日、国交省請願・議員要請行動報告 運動方針の討議 ※終了後にデモ、又は街頭行動を検討中

◆カジノに反対する大阪連絡会提起の署名運動(2種類、国と府市)に取り組もう

全体目標40万筆(7月末、8月末提出行動を予定)

<参考(別紙)> 「署名用紙」